令和6年度 大分県地震被災建築物応急危険度判定士養成講習 実施要領

- 1 目 的 大規模な地震により被災した建築物の余震による倒壊、部材の落下等から 生じる二次的災害を防止し、住民の安全を確保するため応急的に損傷した 建築物の危険度を判定する応急危険度判定士を養成することを目的とする。 ※講習修了後に応急危険度判定士資格認定申請を受付けます。
- 2 対象者 ①建築士法第2条第1項に規定する建築士(1級、2級、木造建築士)②建築に関する行政経験(建築指導審査業務、公共施設、公営住宅等の営繕業務)を2年以上有する官公庁の職員
- 3 主 催 大分県建築物総合防災推進協議会
- 4 期 日 令和7年3月6日(木) 13:30~16:30
- 5 場 所 コンパルホール視聴覚室 (会場の駐車場には限りがあります。公共交通機関や乗り合せ等のご配慮願います)
- 6 定 員 40名
- 7 受講料 無料
- 8 申込方法 申込書 (別紙1) を令和7年2月21日 (金) までに提出してください。 送付先 e-mail (a18500@pref.oita.lg.jp)
- 9 講習プログラム
 - 開会挨拶
 - ・応急危険度判定制度について
 - ・木造建築物の応急危険度調査判定マニュアル
 - ・近年の地震による木造住宅の被害について
 - ・鉄骨造建築物の応急危険度調査判定マニュアル
 - ・鉄筋コンクリート造建築物の応急危険度調査判定マニュアル
 - ・近年の地震による建築物の被害について
 - 質疑応答
 - ・被災建築物応急危険度判定士登録申請手続き説明及び受付
- 10 講 師

黒 木 正 幸 (大分大学 理工学部 教授)

河 野 浩 二 (K2構造設計株式会社 代表取締役社長)

- 講習当日に下記資料をお持ちください。
 - ①大分県地震被災建築物応急危険度判定士認定申請書(様式第3号-1・様式第3号-2)ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/18500/oukyukikendohantei.html ②写真 1枚(申請前6月以内に撮影したもので、無帽、正面、上半身、無背景のもの大きさ縦3cm、横2.5cm、写真裏面には、氏名及び撮影年月日を記入してください。)
- 本講習は、公益社団法人大分県建築士会が実施する継続能力開発 (CPD) 制度の認定講習会に 位置づけられており、講習受講者は3単位が取得できます。

【以下にご注意ください。】

新規に資格認定申請を行う方は、本講習の受講が必要となります。

現在登録証の交付を受けている方が、再度講習を受講することは可能です。

その場合には、講習当日に配布済みのテキストをお持ちください。